

一般社団法人 大垣銀行協会定款

平成24年4月

一般社団法人 大 垣 銀 行 協 会

一般社団法人大垣銀行協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人(以下「本協会」という)は、一般社団法人大垣銀行協会と称し、英文では Ogaki Bankers Association (略称：OBA) と表示する。

(事 務 所)

第2条 本協会は、主たる事務所を大垣市に置く。

第2章 目 的 お よ び 事 業

(目 的)

第3条 本協会は、銀行業務の改善進歩を図り、もって一般経済の発展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 銀行の営業及び業務一般に関する社員、関係官庁その他との連絡。
- 二 大垣手形交換所の設置・運営。
- 三 銀行業務に関する相談所の設置・運営。
- 四 金融並びに経済に関する調査および研究。
- 五 関係官庁その他に対する建議及び答申並びに他の金融機関及び産業界との連絡。
- 六 金融機関相互の親交を図りその連絡を密にし、銀行職員の教養に関すること。
- 七 金融犯罪の防止に関する関係官庁および金融機関との連携。
- 八 反社会的勢力介入排除に関する関係官庁および金融機関との連携。
- 九 全国銀行個人信用情報センター業務。
- 十 その他本協会の目的達成上必要と認めた事項。

第3章 社 員

(社員の資格)

第5条 本協会の社員たる資格を有する者は、大垣市内に本店または支店等の営業拠点を有する銀行に限る。

(入 会)

第6条 社員となることを希望する銀行は、所定の入会申込書を提出して理事会の承認を得ない

ればならない。

(加入金および経費分担金)

第7条 新たに本協会の社員になる者は、加入金を納付しなければならない。

加入金の算出基準は社員総会にて定める。

2. 社員は、この定款の定めるところにより、経費を負担する義務を負う。
3. 本協会の経費分担金等の算出基準および納付方法は、社員総会において定める。
4. 社員は既納の加入金および経費分担金等については、理由の如何を問わず、その返還を請求することはできない。
5. 臨時に経費分担金を徴収するときは、社員総会の決議を経なければならない。

(登録)

第8条 第6条の承認を得た銀行が前条により加入金を完納したときは、申込書に記載した事項を社員名簿に登録し、これを社員に通知しなければならない。

(社員名簿に記載した事項の変更)

第9条 社員名簿に記載した事項に変更を生じたときは、社員は1週間以内に書面でこれを本協会に通知しなければならない。

2. 前項の通知があったときは、社員名簿に変更の記載をして、これを社員に通知しなければならない。

(社員資格の承継)

第10条 社員が次の各号の一に該当する場合には、各号に定める銀行は、社員の資格を承継することができる。

- 一 他の銀行と合併し当該他の銀行が存続する場合 存続する銀行
- 二 合併により新銀行を設立する場合 設立される銀行
- 三 分割または事業譲渡により、事業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ、第13条第一号または第三号により社員の資格を喪失する場合 事業を譲り受ける銀行
- 四 分割または事業譲渡により、事業の全部または一部を当該社員の子会社である銀行、親会社である銀行、または親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、第13条第一号または第三号により社員の資格を喪失する場合 事業の全部または一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行 事業の全部または一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該社員が指定する一の銀行
- 五 その他理事会が適当と認める場合 理事会が指定した銀行

(任意退会)

第11条 社員は、理事会において退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

(除名)

第12条 社員が、次の各号の一に該当する場合には、社員総会において総社員の議決権の4分の3以上の同意により除名することができる。この場合、当該社員に対し、決議の前

に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 この定款に違反したとき
- 二 本協会の体面を毀損する行為または目的に反する行為をしたとき
- 三 営業状態が危険と認められる事実があったとき、または手形交換等に関する規則もしくは、社員総会の決議に違反したとき

(社員資格喪失)

第13条 前2条のほか、社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 第5条に定める社員としての要件の欠如
- 二 大垣手形交換所規則に規定した借方交換戻の払込もしくは代理交換における決済資金の不足金の払込をしないとき、または不渡手形もしくは混入手形の返還を受け、その代り金を支払わないとき
- 三 解散または合併により消滅したとき
- 四 破産手続開始決定の決定を受けたとき
- 五 第7条2項の経費分担金の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- 六 総社員が同意したとき

(社員の権利喪失)

第14条 社員がその資格を喪失したときは、本協会に対するすべての権利を失う。

第4章 機 関

第1節 役 員

(役員の種類および定数)

第15条 本協会には次の役員を置く。

- 一 理 事 3名以上8名以内
- 二 監 事 1名以上2名以内

(役員の選任)

第16条 理事および監事は社員の役職員の中から、社員総会の決議により選任する。また、理事1名、監事1名は社員の役職員以外の者から社員総会において選任することができる。

- 2. 理事のうち1名を会長、1名を常務理事とする。
- 3. 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。
- 4. 会長および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務)

第17条 理事は、理事会を組織し、法令およびこの定款で定めるところにより職務を執行する。

(監事の職務)

第18条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも理事および使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務および財産の状況の調査をすることができる。

3. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(会長・常務理事の職務)

第19条 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、会務を統括する。

2. 常務理事は、会長を補佐し、会長の指示に基づき日常の業務を執行する。

3. 会長および常務理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員の任期)

第20条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。ただし、再選は妨げない。

2. 役員に欠員が生じたときには、臨時社員総会を招集してこれを補充し、または次の定時社員総会まで選任を延期することができる。

3. 補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4. 理事または監事は、第15条に定める最低員数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第21条 役員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において総社員の議決権の4分の3以上の同意により解任することができる。

一 本定款に違反したとき

二 本協会の役員としてふさわしくない行為をしたとき

(役員の報酬等)

第22条 理事および監事は、無報酬とする。ただし、常務理事および外部監事は社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第2節 社 員 総 会

(社員総会の構成)

第23条 社員総会は、すべての社員を以って構成する。

(社員総会)

第24条 社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会の2種とする

2. 定時社員総会は、事業年度終了後、3か月以内に開催する総会とし、会長が招集する。

3. 臨時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

4. 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員から、会長に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(社員総会の招集手続)

第25条 会長は、社員総会を開催しようとするときは会日の1週間前までに会議の目的である事項、日時および場所を示した書面をもって、各社員に通知しなければならない。ただし、社員全員の同意を得て、招集の手続きを経ることなく社員総会を開催することができる。

2. 前項にかかわらず、社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができるとするときは、その旨を通知するとともに、会日の2週間前にその通知を発しなければならない。

(社員の議決権)

第26条 各社員の議決権は1個とする。

2. 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合、当該社員またはその代理人は、代理権を証明する書面を本協会に提出するものとする。

3. 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、当該記載した議決権行使書面を本協会に提出して行うものとする。

4. 前2・3項に規定する、書面による議決権を行使した者、議決権を代理行使した者は社員総会に出席したものとみなす。

(社員総会の議長)

第27条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。

2. 会長に事故があるときは、当該社員総会において社員の中から選出する。

(社員総会の議事)

第28条 社員総会は、社員の過半数が出席しなければ会議を開き決議することができない。

2. 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(社員総会の決議事項)

第29条 社員総会はこの定款に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 事業報告および決算
- 二 事業計画および予算
- 三 理事会において、社員総会に付議すべきことを決議した事項
- 四 その他社員総会で決議するものとして法令で定められた事項

(社員総会の議事録)

第30条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長および社員総会に出席した社員のなかから議長が指名した議事録署名人1名以上が記名、押印し、事務所に備えて置かなければならない。

第3節 理 事 会

(理 事 会)

第31条 本協会に理事会を置く。

2. 理事会は理事全員をもって組織し、次の職務を行う。

- 一 本協会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事および業務執行理事の選定および解職

(理事会の開催および招集手続)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3. 会長は理事会を開催しようとするときは、会日の5日前までに会議の目的である事項、日時および場所を各理事および各監事に通知しなければならない。ただし、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の付議事項)

第33条 理事会は、本定款に別段の定めのあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 社員総会に付議する事項
- 二 社員総会において理事会に委嘱された事項
- 三 前2号に掲げるもののほか、本協会運営上の重要事項

(理事会の議事)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故あるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

2. 理事会の決議は、決議に特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数以上が出席し、その過半数をもって行う。

3. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(理事会の議事録)

第35条 法令で定めるところにより、議長は理事会の議事録を作成し、署名のうえ事務所に備え置かなければならない。

2. 前項の議事録に、出席した理事と監事が署名または記名押印する。

第4節 委 員 会

(委員会)

第36条 必要に応じ、本協会に委員会を置く。

2. 委員会の設置または廃止は、理事会の決議を要する。
3. 前項に規定するもののほか、委員会について必要な事項は理事会において別に定める。

第5章 資産および会計

(事業年度)

第37条 本協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画および収支予算)

第38条 会長は毎事業年度の開始の前日までに、本協会の事業計画書および収支予算書を作成し、理事会の決議および社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告および決算)

第39条 会長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会および総会の承認を得なければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 正味財産増減計算書
- 四 貸借対照表
- 五 正味財産増減計算書および貸借対照表の附属明細書
- 六 収支計算書

(予算書等の備え付け)

第40条 会長は、社員総会の承認を得た前2条に規定する書類を事務所に備えておかなければならない。

2. 第38条にかかる書類については、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
3. 第39条にかかる書類については、次の書類を含め、5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款および社員名簿を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

〔1〕監査報告

(資産処分等の制限)

第41条 本協会の重要な資産を処分しようとするときは、社員総会の承認を受けなければならない。

第6章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会において総社員の議決権の4分の3以上の同意を得なければ変更することはできない。

第7章 解 散

(解 散)

第43条 本協会は法令で定められた事由により解散するが、社員総会の決議により本協会を解散しようとするときは、社員総会において総社員の議決権の4分の3以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第44条 本協会が解散したときの残余財産の処分については、社員総会において総社員の議決権の4分の3以上の同意を得なければならない。

第8章 事 務 局

(事 務 局)

第45条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 雑 則

(細 則)

第46条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

(手形交換所規則)

第47条 本協会の手形交換所規則は別に定める。

(公告の方法)

第48条 本協会の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、岐阜県において発行する岐阜新聞に掲載する方法による。

附 則

(定款の効力)

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団

法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(代表理事等)

2. 本協会の最初の代表理事(会長)は土屋曉、業務執行理事(常務理事)は川瀬正隆とする。

(事業年度)

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、定款第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度開始日とする。